あさぎり町下水道事業経営戦略改定

令和 8 年度～令和 17 年度

（2026 年度～2035 年度）

令和 8 年 3 月

あさぎり町　上下水道課

目　次

1 経営戦略改定の趣旨 1

1.1 下水道事業を取り巻く環境 1
1.2 国（総務省）の方針 2
1.3 あさぎり町下水道事業経営戦略改定の目的 3
1.4 計画期間及び目標年次 3
1.5 経営戦略改定手順 4

2 下水道事業の概要 5

2.1 下水道事業の計画諸元 5
2.2 下水道事業の現況 6
2.3 民間活力の活用等 10
2.4 経営比較分析表を活用した経営分析 11

3 将来の事業環境 14

3.1 行政区域内人口の予測 14
3.2 処理区域内人口の予測 17
3.3 有収水量の予測 20
3.4 汚水管路施設などの新設計画 28
3.5 マンホールポンプの改築計画 28
3.6 道路舗装工事 29
3.7 流域下水道建設負担金 30
3.8 組織の見通し 31

4 経営の基本方針 32

5 投資・財政計画の改定 33

5.1 収益的収支における諸元設定 33
5.2 資本的収支における諸元設定 44
5.3 定量的な業績指標及び目標年限 47
5.4 収入増加のための具体的取組及び実施時期 48
5.5 支出削減のための具体的取組及び実施時期 48

6 投資・財政計画表 49

6.1 財政収支について 49

7 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 53

1 経営戦略改定の趣旨

1.1 下水道事業を取り巻く環境

我が国における下水道事業は、公衆衛生の確保・生活環境の改善・浸水対策・水質保全という目標のもと、明治 33 年の旧下水道法成立以降、国の発展に貢献してきました。

なかでも、高度経済成長期以降、都市化の発展や産業の急速な発達等に伴う衛生問題や水環境問題の解決のため下水道整備が進められた結果、令和 5（2023）年度末の下水道施設の総量は、下水道管渠が約 50 万ｋｍ、下水処理場が約 2,200 箇所にのぼります。（国土交通省 HP より）

近年では、それら施設の改築更新や維持管理をいかに行っていくかが大きな課題となっている一方で、人口減少、住民の節水意識の向上及び節水機器の普及等による有収水量の減少に伴う収入の減少も見込まれ、下水道事業をめぐる事業環境は厳しさを増しつつあります。



図 1-1　管路施設の年度別管理延長



図 1-2　処理場の年度別供用箇所数

両図出典：「国土交通省 HP」より

1.2 国（総務省）の方針

経営戦略は、平成 26(2014)年 8 月に総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、公営企業の経営健全化等の取組の一つとして策定することが求められました。

さらに、平成 28(2016)年 1 月には「経営戦略の策定推進について」において、令和 2(2020)年度までに経営戦略の策定率を 100%とすることとされており、下水道事業の高資本費対策に要する経費に掛かる地方税交付措置を講じるに当たっては、平成 29(2017)年度から経営戦略の策定が要件となっています。また、令和 4 年度に総務省より通達された「経営戦略」の改定推進について(令和 4 年 1 月 25 日付け)には経営戦略の見直し率を令和 7 年度までに 100%とする旨が記載されております。

経営戦略とは、公営企業における経営の基本計画であり、老朽化施設の大量更新時期の到来や人口減少に伴う使用料の減少等からなる経営環境の厳しさが増すなか、これらの問題を解消するために、「経営基盤の強化」と「財政マネジメントの向上」が求められます。つまり、この取組を具現化したものが「経営戦略」です。

下水道事業においては、『経営戦略策定・改定マニュアル』(令和 4 年 1 月)に、経営戦略に盛り込むべき内容が取りまとめられており、その概要は次表に示すとおりです。

表 1-1　下水道事業経営戦略における国の方針

大項目	中項目	内容
下水道事業の概要	下水道事業の現況	供用開始年度、処理区域内人口密度、使用料、組織体制等
	民間活力の活用等	包括的民間委託等の活用状況
	経営比較分析表を活用した現状分析	総務省の「経営比較分析表」を添付、経費回収率の確認
将来の事業環境	行政区域・処理区域内人口の予測	投資・財政計画に用いる収入・支出の根拠数値として取りまとめる
	有収水量の予測	
	使用料収入の見通し	
	施設の見通し	
	組織の見通し	
経営の基本方針	―	下水道事業を継続する上での経営理念や基本方針等
投資・財政計画（収支計画）	投資・財政計画	収益的収支と資本的収支に分類し、収支見通しを予測する
	投資・財政計画の説明	計画の根拠及び考え方をとりまとめる
	今後検討予定の取組の概要	将来の各種取組の概要を記載
経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	―	進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方を記載

1.3　あさぎり町下水道事業経営戦略改定の目的

本町における特定環境保全公共下水道事業及び簡易排水施設事業(以下、「下水道事業」と言う。)では、管路施設や処理場等多くの施設を有しており、将来的に更新費用が増大していくことが見込まれます。また、あさぎり町全体の人口も減少していくことが予想され、本町下水道事業の経営状況は、ますます厳しいものとなることが見込まれます。また、本町下水道事業では令和２（2020）年４月１日より公営企業会計方式（全部適用）へ移行を行うことで経営の透明化を図るとともに、適切な経営状況の把握が可能となりました。

これらの状況に対応するため、本町下水道事業では将来にわたって住民生活に必要不可欠な下水道事業を安心かつ安定的に提供していくことを目的に、本経営戦略を改定します。

計画改定にあたり、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の更新費用に加えて、物価上昇等も考慮して料金改定や経営改革、効率化の検討を行います。

なお、経営戦略は、3 年から 5 年ごとに見直し、ＰＤＣＡサイクルを働かせることが必要とされています。

1.4　計画期間及び目標年次

下水道事業における経営戦略の計画期間は、総務省発出の『「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について』と『経営戦略策定・改訂ガイドライン』によって、個々の団体・ 事業を取り巻く環境、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10 年以上の合理的な期間を設定することが必要だとされています。その中でも、投資・財政計画にあたる「投資試算」や「財源試算」については 30～50 年超の推計を行うことが求められています。

以上を踏まえ、本経営戦略の計画期間は 10 年間（令和 8(2026)年度～令和 17(2035)年度）とし、投資・財源試算期間は 30 年間(令和 8(2026)年度～令和 37(2055)年度)とします。

あさぎり町下水道事業経営戦略計画期間

投資・財政計画：　10 年間【令和 8(2026)年度～令和 17(2035)年度】
投資・財源試算：　30 年間【令和 8(2026)年度～令和 37(2055)年度】

1.5　経営戦略改定手順

本経営戦略は、本町が有する下水道事業について、現況を確認することから始まり、次に将来の事業環境を設定し、それら条件を基に事業ごとの財政収支を予測し事業が継続的に運営可能かどうかを検討します。

ここで財政収支においては、持続可能な下水道事業を運営できるよう、将来的な経営方針や基準値等を定め、それらを満足するような計画を設定します。

具体的な改定手順は以下に示すとおりです。

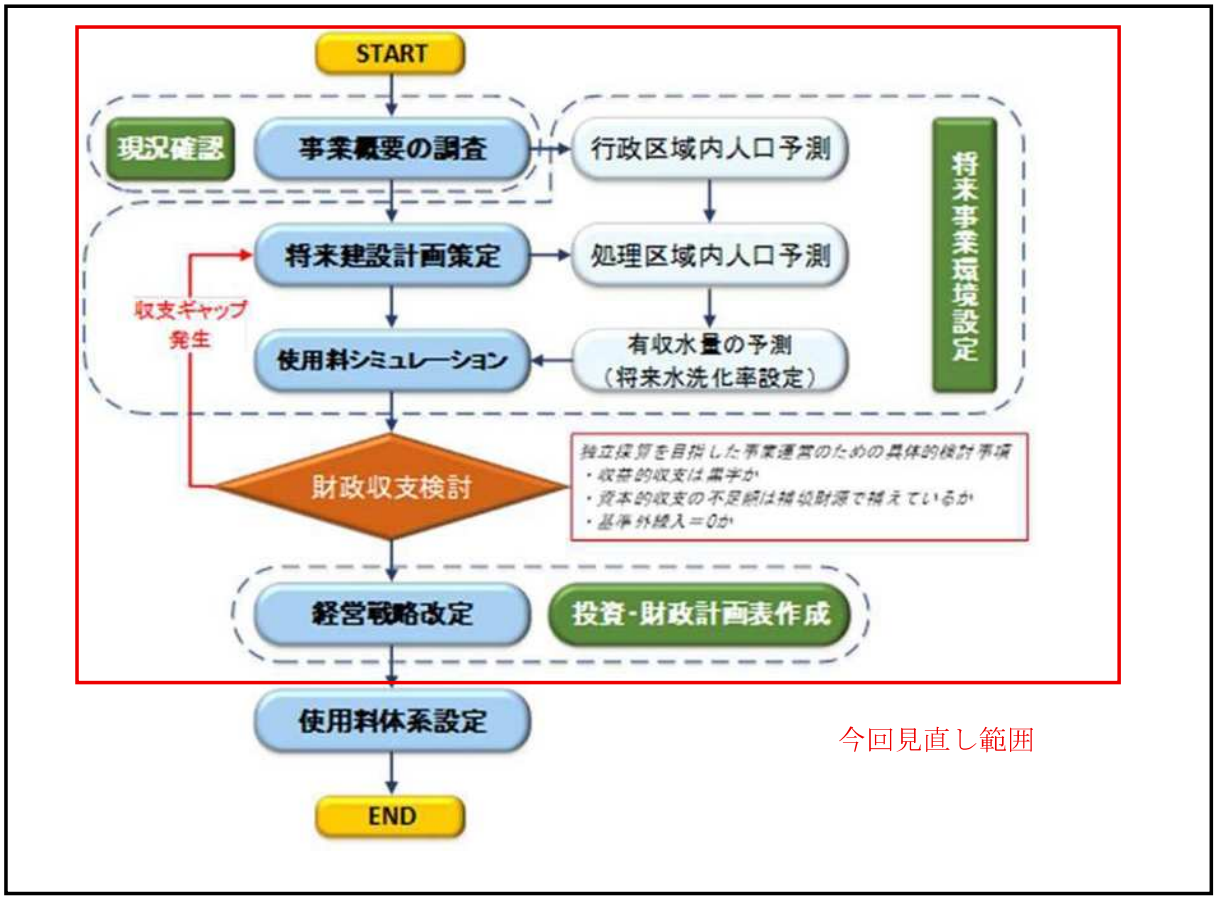

図 1-3　経営戦略の実施フロー

2　下水道事業の概要

2.1　下水道事業の計画諸元

本町の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業、簡易排水施設事業からなります。

また、特定環境保全公共下水道事業、簡易排水施設事業は、共に整備が完了している状況です。

以下より、各事業における現計画の概要及び現計画を示します。

表 2-1　あさぎり町特定環境保全公共下水道事業計画諸元

項目	全体計画	事業計画
建設事業開始年月日	平成 6 年 2 月 14 日	
供用開始年月日	平成 11 年 4 月 1 日	
法適用年月日	令和 2 年 4 月 1 日	
計 画 目 標 年 次	令和 13 年度	令和 7 年度
計画面積	668ha	668ha
計画人口		
家庭汚水量原単位 （地下水含む）	日 平 均：295 L/人/日 日 最 大：425 L/人/日 時間最大：850 L/人/日	
計画汚水量 （観光排水、工場排水含む）	日平均： 850 ㎥/日 日最大：1,060 ㎥/日 時間最大：1,730 ㎥/日	日平均：890 ㎥/日 日最大： 1,050 ㎥/日 時間最大：1,820 ㎥/日

※「平成 30 年度あさぎり町特定環境保全公共下水道事業計画書(変更)」より

表 2-2　簡易排水施設事業計画諸元

項目	諸元	備考
建設事業開始年月日	平成 10 年 1 月 5 日	
供用開始年月日	平成 11 年 2 月 1 日	
法適用年度	令和 2 年 4 月 1 日	
計画面積	1 ha	整備完了
計画人口	58 人	
計画日最大汚水量	20 ㎥/日	
水処理方式	－	

※「令和 6 年度決算統計」より

2.2 下水道事業の現況

(1) 特定環境保全公共下水道事業

本町においては、管路施設、マンホールポンプからなり、平成 6（1994）年 2 月に事業着手し、平成 11（1999）年 4 月に供用開始しています。

その後、現在に至るまで整備事業を重ね、令和 6（2024）年度末時点における下水道処理人口普及率は 82.6%であり、水洗化率は 87.5%となっています。

また、令和 2（2020）年 4 月より、地方公営企業法を適用し、経営成績や財政状況をより的確に把握することが可能となりました。

表 2-3　特定環境保全公共下水道事業の現況（令和 6 年度）

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成 11 年度 （26 年）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	令和 2 年 4 月 1 日 全部適用
処理区域内人口密度 （人/ha）	17.2	流域下水道等への 接続の有無	有り
処理区数	5処理区（免田処理区、上処理区、岡原処理区、須恵処理区、深田処理区） 処理分区：あさぎり免田第1～第9、あさぎり上第1～第4、あさぎり岡原第1～第6、あさぎり深田第1～第3、あさぎり須恵第1～第3		
処理場数	無し		
広域化・共同化・最適化実施状況	無し		

(2) 簡易排水施設事業

簡易排水施設事業は、農山漁村における定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化のため、必要な生活環境施設、地域間交流拠点施設などの施設整備を中心とした事業です。

本町では、平成 10 年（1998）年 1 月に事業着手し、平成 11（1999）年 2 月に供用開始しています。

表 2-4　簡易排水施設事業の現況（令和 6 年度）

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成 11 年度 （26 年）	法適（全部適用・一部適用）非適の区分	令和 2 年 4 月 1 日 全部適用
処理区域内人口密度 （人/ha）	37.0	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区域数	1区（深田地区旧草津山地区）		
処理施設数	1箇所		
広域化・共同化・最適化実施状況	無し		



図 2-1　簡易排水施設事業処理施設写真

(3) 下水道使用料

本町の下水道使用料体系は、基本料金と従量料金の二部料金制を採用しています。また、公衆浴場にかかる汚水については別途料金を設定しています。

表 2-5　料金体系の概要・考え方(特環・簡易)

使用料体系の概要・考え方	汚水量	基本料金（税抜）	超過料金 1 ㎥あたり（税抜）
基本	8 ㎥まで	1,200 円	150 円
公衆浴場	1 ㎥あたり 30 円		

表 2-6　条例上使用料及び実質的な使用料(特環)

年度	条例上の使用料※1（20 ㎥あたり）	実質的な使用料※2（20 ㎥あたり）
令和 4 年度	3,000 円	3,000 円
令和 5 年度	3,000 円	3,180 円
令和 6 年度	3,000 円	3,048 円

表 2-7　条例上使用料及び実質的な使用料(簡易)

年度	条例上の使用料※1（20 ㎥あたり）	実質的な使用料※2（20 ㎥あたり）
令和 4 年度	3,000 円	3,135 円
令和 5 年度	3,000 円	3,134 円
令和 6 年度	3,000 円	3,235 円

※1　条例上の使用料とは、一般家庭における 20 ㎥あたりの消費税込みの使用料をいう。

※2　実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 ㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

(4) 組織

下水道事業は現在、上下水道課にて各種事務執行されており、令和 6(2024)年度時点で損益勘定所属職員 4 名で運営を行っています。現行の組織体制は次表に示すとおりです。

表 2-8　職員数・事業運営組織に関する概要

職員数	上下水道課 10 人（その内下水道職員 4 人※） ※課長 1 名含む
事業運営組織	

※令和 6(2024)年度時点

2.3 民間活力の活用等

表 2-9　民間活力の活用等の概要

民間活用の状況	ア　民間委託 （包括的民間委託を含む）	・簡易排水施設事業処理施設の維持管理業務を委託。 ・特定環境公共下水道事業におけるマンホールポンプの管理業務を委託。
	イ　指定管理者制度	
	ウ　PPP・PFI	・令和 8 年度に流域下水道にて W-PPP 計画を策定中。
資産活用の状況	ア　エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）※3	
	イ　土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）※4	

※3　「エネルギー利用」とは、下水汚泥･下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

※4　「土地・施設等利用」とは、土地･建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

2.4 経営比較分析表を活用した経営分析

公営事業において経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するため、他公営企業との比較可能な全国統一的な様式としてとりまとめられたものが経営比較分析表です。この図表で用いられる各種指標及び経営比較分析表は以下より示すとおりです。

表 2-10　経営比較分析表に用いられる指標等（その 1）

項番	項目	算出式	説明
1	経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
2	累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益 － 受託工事収益}} \times 100$	営業収益に対する累積欠損金の状況を表します。 （累積欠損金:営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）
3	流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期的な債務に対する支払能力を表します。
4	企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表します。
5	経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表します。
6	汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$	有収水量 1㎥ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・維持管理費両方を含めた汚水処理にかかるコストを表します。
7	施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を表します。
8	水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表します。

表 2-11　経営比較分析表に用いられる指標等（その 2）

項番	項目	算出式	説明
9	有形固定資産減価償却率（%）	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化度合を示します。
10	管渠老朽化率（%）	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表し、管渠の老朽化度合を示します。
11	管渠改善率（%）	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	当該年度に更新した管渠延長の割合を表します。

経営比較分析表（令和6年度決算）

熊本県　あさぎり町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	66.35	82.60	100.00	3,300

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
14,058	159.56	88.10
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
11,471	6.68	1,717.22

グラフ凡例
- ■　当該団体値（当該値）
- ー　類似団体平均値（平均値）
- 【】　令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①経常収支比率(%)　【105.07】

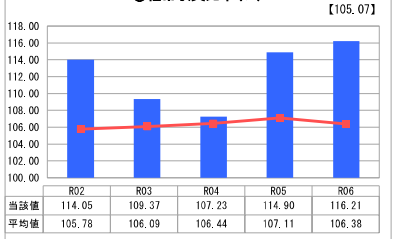

	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	114.05	109.37	107.23	114.90	116.21
平均値	105.78	106.09	106.44	107.11	106.38

②累積欠損金比率(%)　【63.54】

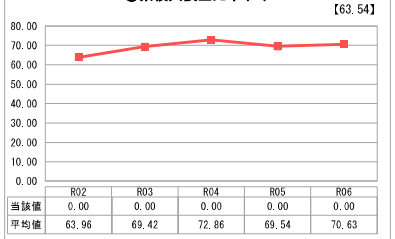

	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	63.96	69.42	72.86	69.54	70.63

③流動比率(%)　【50.90】

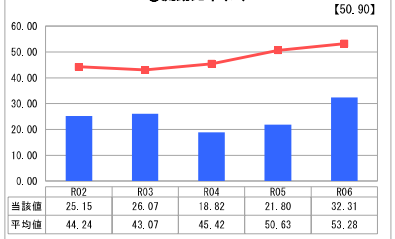

	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	25.15	26.07	18.82	21.80	32.31
平均値	44.24	43.07	45.42	50.63	53.28

④企業債残高対事業規模比率(%)　【1,099.15】

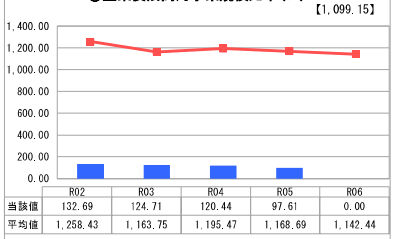

	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	132.69	124.71	120.44	97.61	0.00
平均値	1,258.43	1,163.75	1,195.47	1,168.69	1,142.44

⑤経費回収率(%)　【72.92】

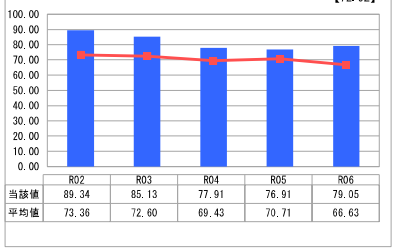

	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	89.34	85.13	77.91	76.91	79.05
平均値	73.36	72.60	69.43	70.71	66.63

⑥汚水処理原価(円)　【225.78】

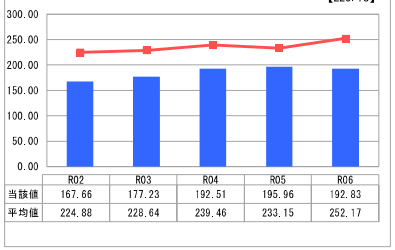

	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	167.66	177.23	192.51	195.96	192.83
平均値	224.88	228.64	239.46	233.15	252.17

⑦施設利用率(%)　【43.17】



	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	-	-	-	-	-
平均値	42.40	42.28	41.06	42.09	42.15

⑧水洗化率(%)　【86.31】

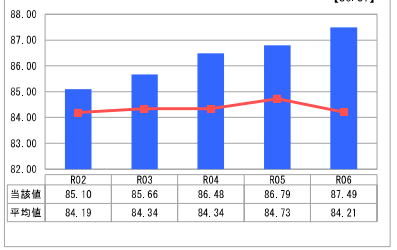

	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	85.10	85.66	86.48	86.79	87.49
平均値	84.19	84.34	84.34	84.73	84.21

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)　【30.82】

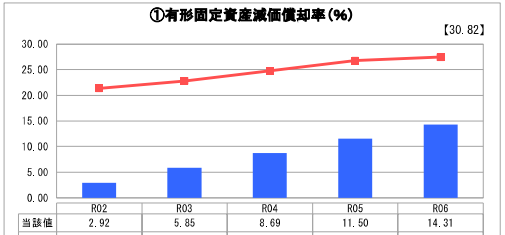

	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	2.92	5.85	8.69	11.50	14.31
平均値	21.36	22.79	24.80	26.77	27.46

②管渠老朽化率(%)　【0.06】

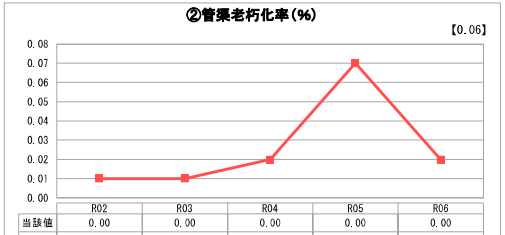

	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.01	0.01	0.02	0.07	0.02

③管渠改善率(%)　【0.15】

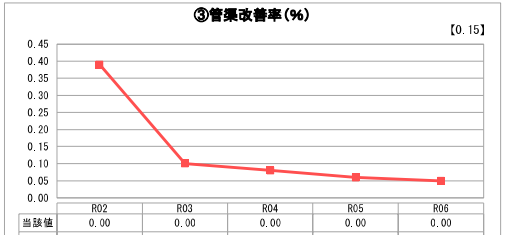

	R02	R03	R04	R05	R06
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
平均値	0.39	0.10	0.08	0.06	0.05

※　「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

2. 老朽化の状況について

全体総括

3　将来の事業環境

3.1　行政区域内人口の予測

本町では、令和 2（2020）年に「あさぎり町人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」という。）を策定しており、令和 42(2060)年の目標人口を 10,076 人と設定しています。

他の行政人口予測としては、令和 5（2023）年 12 月に新たに国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。）にて将来行政人口データが公表されています。

「人口ビジョン」においても社人研推計を用いて将来行政人口を算出していますが、平成 27 年度時点のデータを用いており、令和 5 年度版社人研値との乖離が確認できます。今回見直しでは図 3-1 のとおり、行政人口が少なく、安全側となる令和 5 年度社人研値を用いて将来の行政人口を算定することとします。

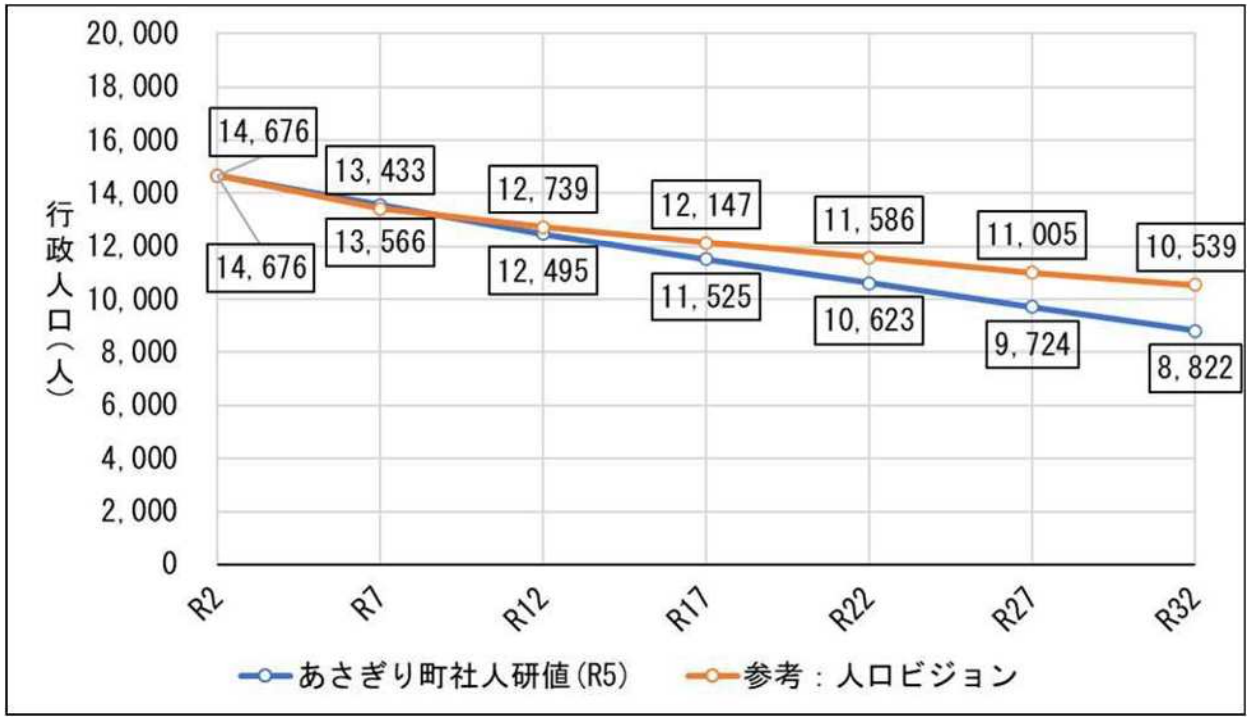

図 3-1　行政人口比較

推計手法は、以下に示す手順により行います。

- **手順 1：直線補間**

  社人研は 5 年ごとの予測値を公表しているため中間年度の人口は直線補間により算出します。

- **手順 2：令和 33（2051）年度以降の予測値の算出**

  投資・財源試算の最終年度は令和 37（2055）年度としていますが、令和 33（2051）年度以降の人口は、社人研では予測されていないため、令和 31（2049）年度から令和 32（2050）年度間の減少率が継続するものとして予測します。

- **手順 3：補正**

  令和 6（2024）年度の人口を基準とし、手順 2 までで得られた毎年の人口を基に人口減少率を 1 年ごとに算出し、現在の実人口に乗じることで毎年の人口予測を立てます。これらのデータから経営戦略人口を設定します。

[人口減少率算出例]

令和 7 年度人口減少率＝令和 7 年度社人研人口÷令和 6 年度社人研人口

＝13,566 人÷13,788 人

＝0.984

令和 8 年度人口減少率＝令和 8 年度社人研人口÷令和 7 年度社人研人口

＝13,352 人÷13,566 人

＝0.984

次頁に本経営戦略における行政区域内人口の推計結果を示します。

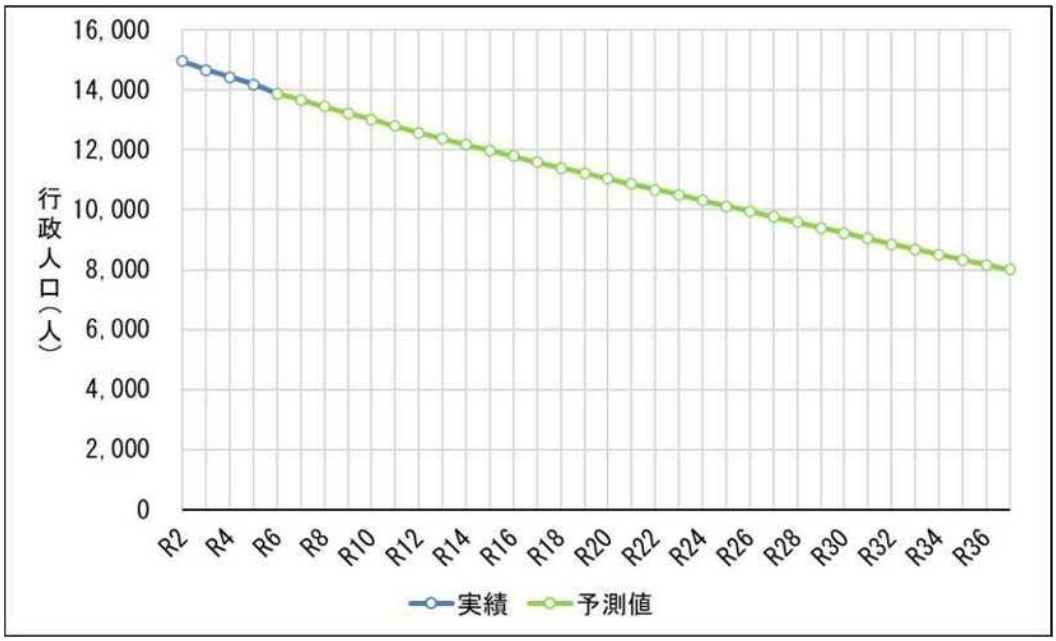

図 3-2　行政人口の推移

表 3-1 行政区域内人口の推計結果

年度		住民基本台帳 ①	R5 社人研 ②	人口減少率 ③	経営戦略※ 行政区域内人口（人）
和暦	西暦	（実績）	（直線補間）	（②より算出）	（①×③）
R6	2024	13,887	13,788	0.979	-
R7	2025	-	13,566	0.984	13,665
R8	2026	-	13,352	0.984	13,446
R9	2027	-	13,138	0.984	13,231
R10	2028	-	12,924	0.984	13,019
R11	2029	-	12,710	0.983	12,798
R12	2030	-	12,495	0.983	12,580
R13	2031	-	12,301	0.984	12,379
R14	2032	-	12,107	0.984	12,181
R15	2033	-	11,913	0.984	11,986
R16	2034	-	11,719	0.984	11,794
R17	2035	-	11,525	0.983	11,594
R18	2036	-	11,345	0.984	11,408
R19	2037	-	11,165	0.984	11,225
R20	2038	-	10,985	0.984	11,045
R21	2039	-	10,805	0.984	10,868
R22	2040	-	10,623	0.983	10,683
R23	2041	-	10,443	0.983	10,501
R24	2042	-	10,263	0.983	10,322
R25	2043	-	10,083	0.982	10,136
R26	2044	-	9,903	0.982	9,954
R27	2045	-	9,724	0.982	9,775
R28	2046	-	9,544	0.981	9,589
R29	2047	-	9,364	0.981	9,407
R30	2048	-	9,184	0.981	9,228
R31	2049	-	9,004	0.980	9,043
R32	2050	-	8,822	0.980	8,862
R33	2051	-	8,644	0.980	8,685
R34	2052	-	8,469	0.980	8,511
R35	2053	-	8,298	0.980	8,341
R36	2054	-	8,130	0.980	8,174
R37	2055	-	7,966	0.980	8,011

※令和 7 年度以降は前年度行政人口×③

：採用

3.2 処理区域内人口の予測

(1) 特定環境保全公共下水道事業

本町の特定環境保全公共下水道事業における処理区域内人口は、事業の整備が概ね完了していることから、減少傾向が続くものと予測されます。

したがって、令和 6 年度（2024）の処理区域内人口を基準とし、行政人口の予測にて算出した人口減少率を用いて予測を行います。

(2) 簡易排水施設事業

本町の簡易排水施設事業における処理区域内人口は、事業の整備が既に完了していることから、特定環境保全公共下水道事業同様、減少傾向が続くものと予測されます。

したがって、令和 6 年度（2024）の処理区域内人口を基準とし、行政人口の予測にて算出した人口減少率を用いて予測を行います。

[処理区域内人口予測値算出例(特定環境保全公共下水道事業の場合)]

令和 7 年度処理区域内人口

＝令和 6 年度処理区域内人口×令和 7 年度行政区域内人口減少率

＝（11,471　人×0.984）

＝11,287 人

以降に、処理区域内人口の算定結果を示します。

表 3-2　本町下水道事業における処理区内人口予測結果

年度＼項目		行政区域内人口減少率	特定環境保全公共下水道事業（人）	簡易排水施設事業（人）	計（人）	備考
R6	2024	-	11,471	37	11,508	実績値
R7	2025	0.984	11,287	36	11,323	以降予測値
R8	2026	0.984	11,106	35	11,141	
R9	2027	0.984	10,928	34	10,962	
R10	2028	0.984	10,753	33	10,786	
R11	2029	0.983	10,570	32	10,602	
R12	2030	0.983	10,390	31	10,421	
R13	2031	0.984	10,224	31	10,255	
R14	2032	0.984	10,060	31	10,091	
R15	2033	0.984	9,899	31	9,930	
R16	2034	0.984	9,741	31	9,772	
R17	2035	0.983	9,575	30	9,605	
R18	2036	0.984	9,422	30	9,452	
R19	2037	0.984	9,271	30	9,301	
R20	2038	0.984	9,123	30	9,153	
R21	2039	0.984	8,977	30	9,007	
R22	2040	0.983	8,824	29	8,853	
R23	2041	0.983	8,674	29	8,703	
R24	2042	0.983	8,527	29	8,556	
R25	2043	0.982	8,374	28	8,402	
R26	2044	0.982	8,223	27	8,250	
R27	2045	0.982	8,075	27	8,102	
R28	2046	0.981	7,922	26	7,948	
R29	2047	0.981	7,771	26	7,797	
R30	2048	0.981	7,623	26	7,649	
R31	2049	0.980	7,471	25	7,496	
R32	2050	0.980	7,322	25	7,347	
R33	2051	0.980	7,176	25	7,201	
R34	2052	0.980	7,032	25	7,057	
R35	2053	0.980	6,891	25	6,916	
R36	2054	0.980	6,753	25	6,778	
R37	2055	0.980	6,618	25	6,643	

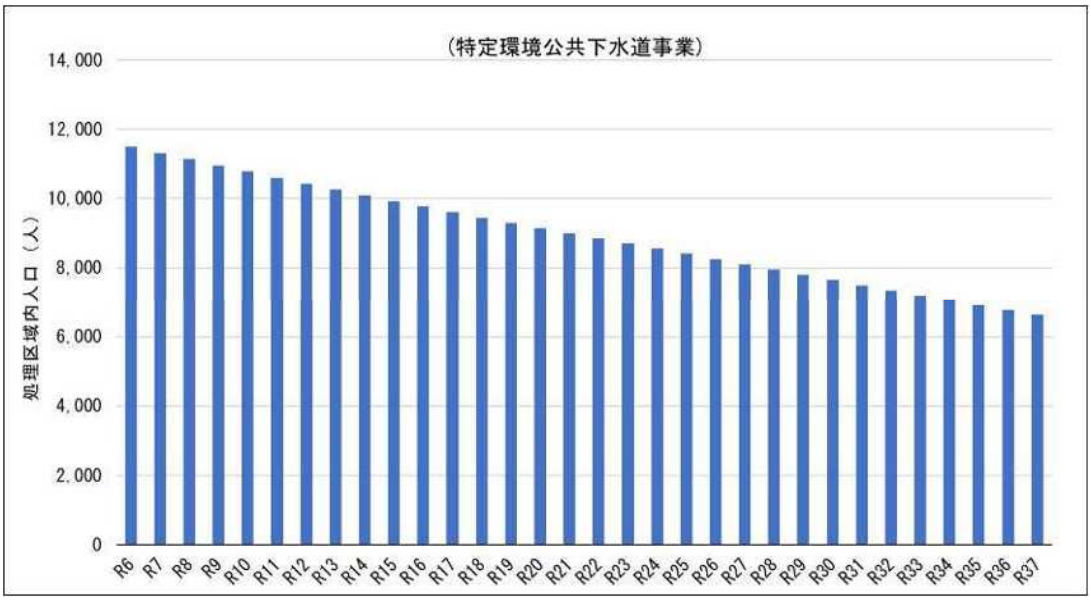

図 3-3　特定環境保全公共下水道事業における処理区域内人口の推移

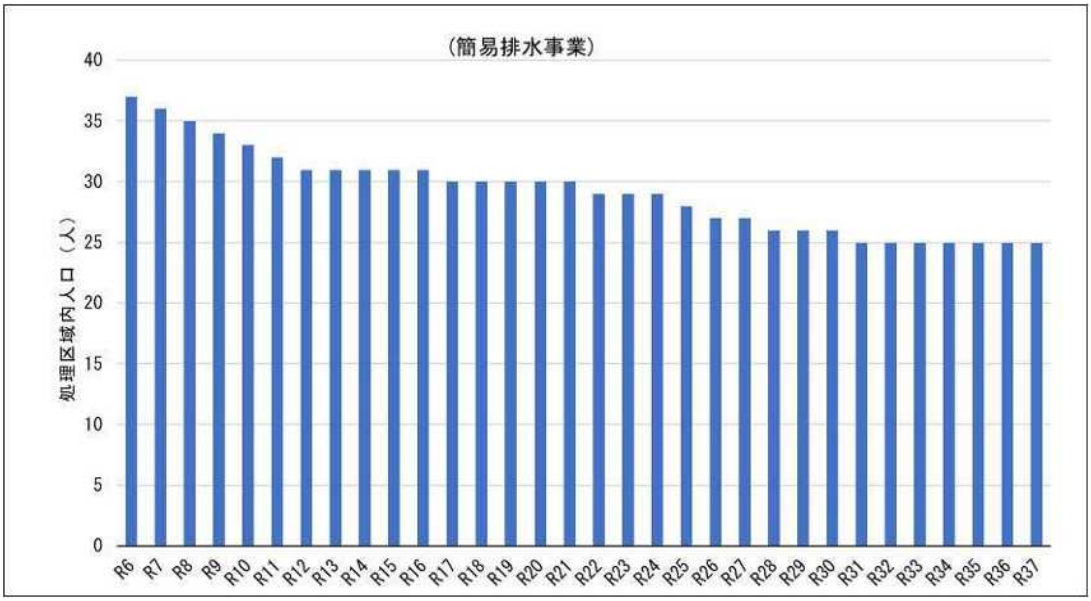

図 3-4　簡易排水施設事業における処理区域内人口の推移

（3）予測結果まとめ

いずれの事業においても処理区域内人口は減少し、合計処理区域内人口は令和 8（2026）年度から令和 37（2055）年度で約 4,500 人減少する見込みです。

3.3 有収水量の予測

有収水量は、人口減少傾向を考慮した水洗化人口の将来予測を行い、水洗化人口に一人一日あたり有収水量により算定します。

(1) 水洗化率の目標設定

将来の水洗化人口は処理区域内人口に水洗化率を乗じることにより推計しますが、下水道普及促進に伴い変動するため将来予測が必要となります。

①特定環境保全公共下水道事業

本町特定環境保全公共下水道事業における水洗化率は、直近 5 ヶ年で微増傾向であり今後、水洗化に向けた斡旋等により上昇が見込まれることから、投資・財源試算期間最終年度である令和 37（2055）年において、令和 5（2023）年度時点で類似団体の苓北町水洗化率 91.3%を設定します。

なお、水洗化率は令和 7（2025）年度の水洗化率を基準とし、目標値である 91.3%まで均一に推移すると仮定します。

②簡易排水施設事業

簡易排水施設事業の水洗化率は、直近 5 ヶ年においてほぼ横ばいとなっており、整備事業が完了していることから、将来的に大幅な上昇は見込まれないことが予測されます。

したがって、令和 6（2024）年度の水洗化率を将来固定として予測を行います。

表 3-3　水洗化率の実績及び予測方法

項目	R2	R3	R4	R5	R6	予測方法
特定環境保全公共下水道事業	85.1%	85.7%	86.5%	86.8%	87.5%	R37 で 91.3%を目標
簡易排水施設事業	95.6%	95.2%	94.9%	94.9%	94.9%	直近値（R6）を固定

[水洗化率算出例（特定環境保全公共下水道事業）]

令和 7 年度水洗化率＝令和 6 年度水洗化率＋単年度変化率

＝87.5 %＋((91.3 %－87.5 %)÷31)

＝87.6%

単年度変化率は、令和 37 年度と令和 7 年度の水洗化率の差を、改定年度を含めた試算期間の 31(年間)で除することにより算出しています。

表 3-4　特定環境保全公共下水道事業における水洗化人口の予測結果

年度＼項目		処理区域内人口（人）	水洗化率	水洗化人口（人）	年度＼項目		処理区域内人口（人）	水洗化率	水洗化人口（人）
R6	2024	11,471	87.5%	10,036	R22	2040	8,824	89.5%	7,897
R7	2025	11,287	87.6%	9,887	R23	2041	8,674	89.6%	7,772
R8	2026	11,106	87.7%	9,740	R24	2042	8,527	89.7%	7,649
R9	2027	10,928	87.9%	9,606	R25	2043	8,374	89.8%	7,520
R10	2028	10,753	88.0%	9,463	R26	2044	8,223	90.0%	7,401
R11	2029	10,570	88.1%	9,312	R27	2045	8,075	90.1%	7,276
R12	2030	10,390	88.2%	9,164	R28	2046	7,922	90.2%	7,146
R13	2031	10,224	88.4%	9,038	R29	2047	7,771	90.3%	7,017
R14	2032	10,060	88.5%	8,903	R30	2048	7,623	90.5%	6,899
R15	2033	9,899	88.6%	8,771	R31	2049	7,471	90.6%	6,769
R16	2034	9,741	88.7%	8,640	R32	2050	7,322	90.7%	6,641
R17	2035	9,575	88.9%	8,512	R33	2051	7,176	90.8%	6,516
R18	2036	9,422	89.0%	8,386	R34	2052	7,032	90.9%	6,392
R19	2037	9,271	89.1%	8,260	R35	2053	6,891	91.1%	6,278
R20	2038	9,123	89.2%	8,138	R36	2054	6,753	91.2%	6,159
R21	2039	8,977	89.3%	8,016	R37	2055	6,618	91.3%	6,042

表 3-5　簡易排水施設事業における水洗化人口の予測結果

年度＼項目		処理区域内人口（人）	水洗化率	水洗化人口（人）	年度＼項目		処理区域内人口（人）	水洗化率	水洗化人口（人）
R6	2024	37	94.9%	35	R22	2040	29	94.9%	28
R7	2025	36	94.9%	34	R23	2041	29	94.9%	28
R8	2026	35	94.9%	33	R24	2042	29	94.9%	28
R9	2027	34	94.9%	32	R25	2043	28	94.9%	27
R10	2028	33	94.9%	31	R26	2044	27	94.9%	26
R11	2029	32	94.9%	30	R27	2045	27	94.9%	26
R12	2030	31	94.9%	29	R28	2046	26	94.9%	25
R13	2031	31	94.9%	29	R29	2047	26	94.9%	25
R14	2032	31	94.9%	29	R30	2048	26	94.9%	25
R15	2033	31	94.9%	29	R31	2049	25	94.9%	24
R16	2034	31	94.9%	29	R32	2050	25	94.9%	24
R17	2035	30	94.9%	28	R33	2051	25	94.9%	24
R18	2036	30	94.9%	28	R34	2052	25	94.9%	24
R19	2037	30	94.9%	28	R35	2053	25	94.9%	24
R20	2038	30	94.9%	28	R36	2054	25	94.9%	24
R21	2039	30	94.9%	28	R37	2055	25	94.9%	24

［水洗化人口算出例（特定環境保全公共下水道事業の場合）］

令和８年度水洗化人口＝令和８年度処理区域内人口×令和８年度水洗化率

＝11,106×0.877

＝9,740 人

表 3-6　下水道事業における水洗化人口の予測結果

年度	項目	特定環境保全公共下水道事業（人）	簡易排水施設事業（人）	合計（人）
R6	2024	10,036	35	10,071
R7	2025	9,887	34	9,921
R8	2026	9,740	33	9,773
R9	2027	9,606	32	9,638
R10	2028	9,463	31	9,494
R11	2029	9,312	30	9,342
R12	2030	9,164	29	9,193
R13	2031	9,038	29	9,067
R14	2032	8,903	29	8,932
R15	2033	8,771	29	8,800
R16	2034	8,640	29	8,669
R17	2035	8,512	28	8,540
R18	2036	8,386	28	8,414
R19	2037	8,260	28	8,288
R20	2038	8,138	28	8,166
R21	2039	8,016	28	8,044
R22	2040	7,897	28	7,925
R23	2041	7,772	28	7,800
R24	2042	7,649	28	7,677
R25	2043	7,520	27	7,547
R26	2044	7,401	26	7,427
R27	2045	7,276	26	7,302
R28	2046	7,146	25	7,171
R29	2047	7,017	25	7,042
R30	2048	6,899	25	6,924
R31	2049	6,769	24	6,793
R32	2050	6,641	24	6,665
R33	2051	6,516	24	6,540
R34	2052	6,392	24	6,416
R35	2053	6,278	24	6,302
R36	2054	6,159	24	6,183
R37	2055	6,042	24	6,066

(2) 一人一日あたり有収水量

一人一日あたり有収水量は、特定環境保全公共下水道事業、簡易排水施設事業ついてそれぞれ設定します。

①特定環境保全公共下水道事業

特定環境保全公共下水道事業における一人一日あたり有収水量の実績は次表に示すとおりです。ここで、表中の一人一日あたり有収水量とは有収水量の総量から水洗化人口で除した水量を示しています。

表 3-7　一人一日あたり有収水量の実績（特環）

項目	R2	R3	R4	R5	R6
有収水量(㎥/日)	3,111	3,109	3,075	2,883	2,977
水洗化人口（人）	10,510	10,392	10,344	10,180	10,036
一人一日あたり有収水量（L/人/日）	296	299	297	283	297

※一人一日あたり排除量＝有収水量÷水洗化人口×1000

上表のとおり一人一日あたり有収水量はほぼ横ばいとなっており、将来においても同様の水準となることが想定されます。したがって、将来における特定環境保全公共下水道事業の一人一日当たりの有収水量は令和 2 年から令和 6 年の平均値である 294(L/人/日)とします。

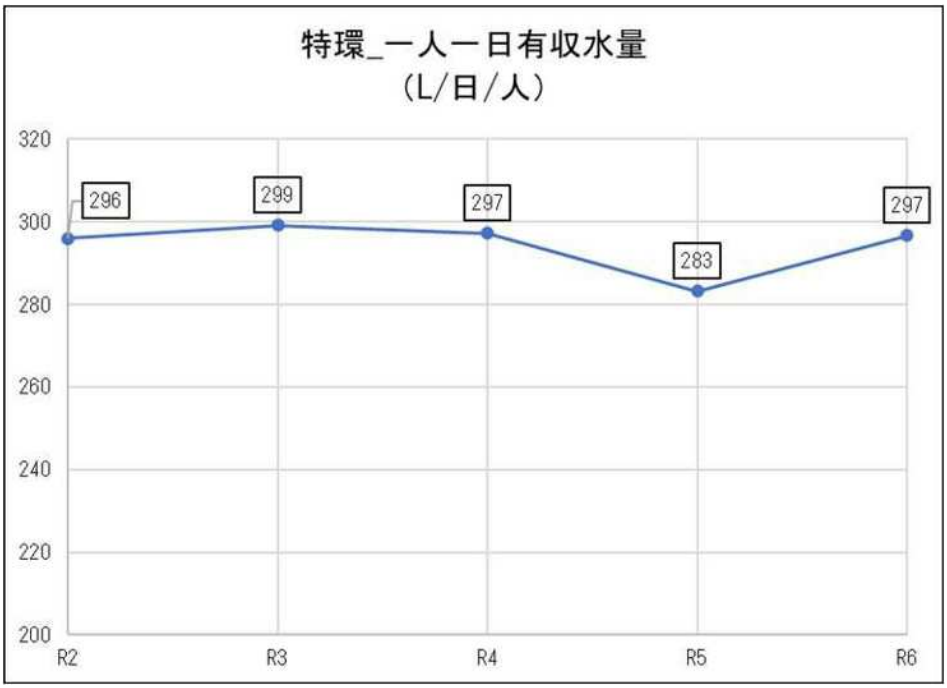

図 3-5　一人一日有収水量推移(特環)

②簡易排水施設事業

簡易排水施設事業における一人一日あたり排除量の推移は、過去 5 ヶ年で令和 5 年度まで、増加傾向となっており、令和 6 年度には減少しています。簡易排水施設事業についても整備が完了しており、今後大きな変動は無いことが想定されるため、将来における一人一日当たりの有収水量は令和 2 年から令和 6 年の平均値である 243(L/人/日)とします。

表 3-8　一人一日あたり有収水量の実績（簡易）

項目	R2	R3	R4	R5	R6
有収水量（㎥/日）	10	9	9	9	9
水洗化人口（人）	43	40	37	37	35
一人一日あたり有収水量（L/人/日）	226	233	249	256	249

※一人一日あたり有収水量＝有収水量÷水洗化人口×1000

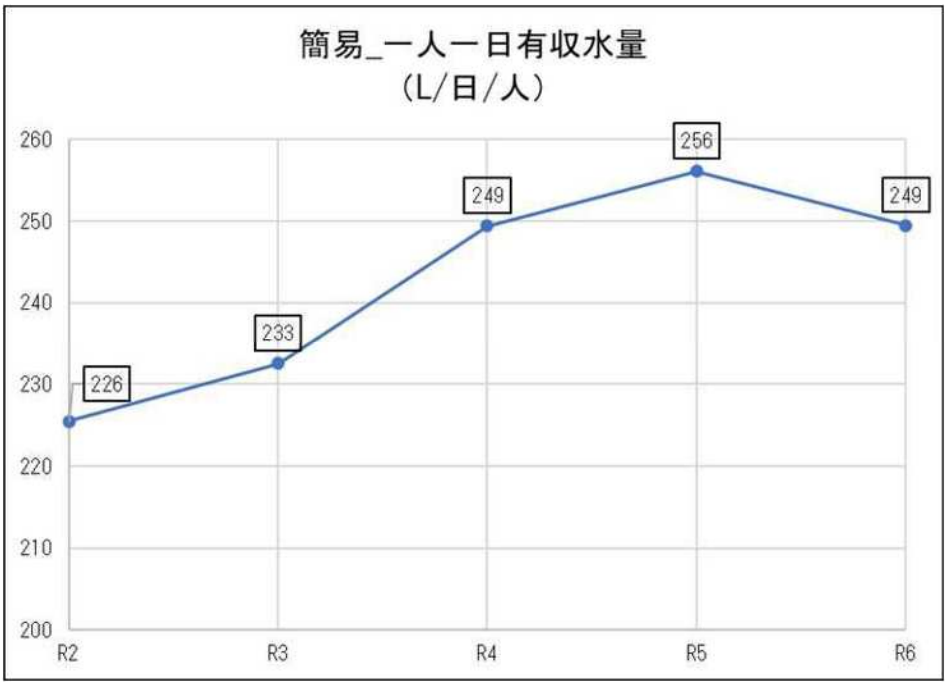

図 3-6　一人一日有収水量推移(簡易)

(3) 有収水量の予測

将来における有収水量は、将来の水洗化人口に一人一日当たり有収水量を乗じて設定します。以下に将来の有収水量の見通しを示します。

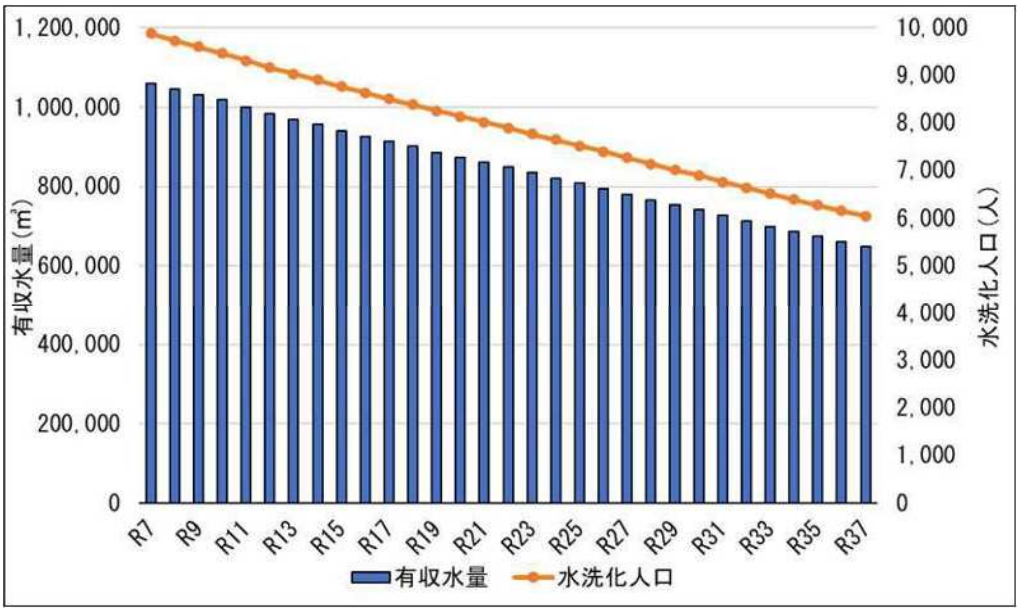

図 3-7　有収水量の見通し(特定環境保全公共下水道)

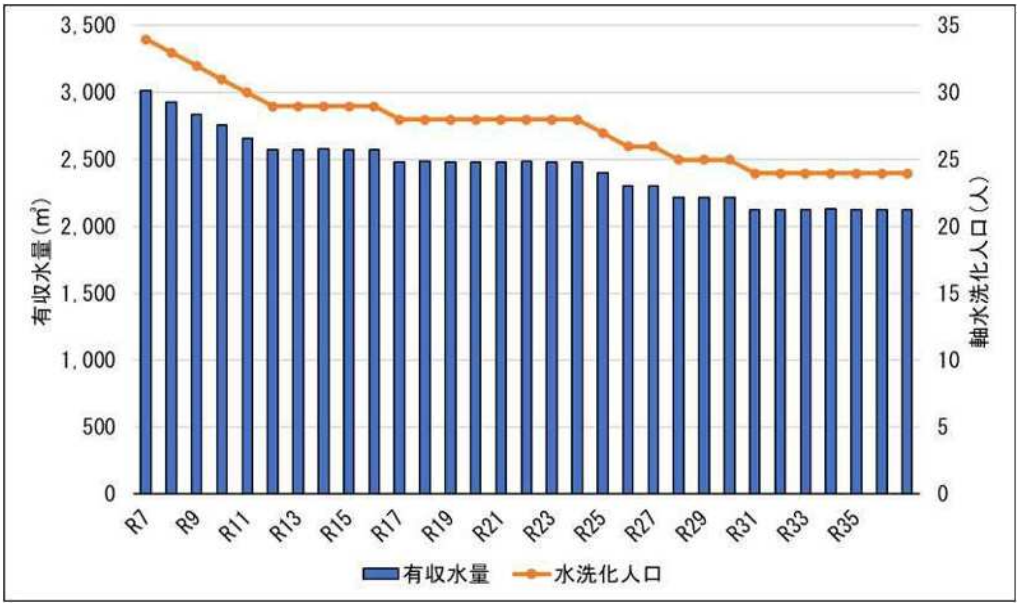

図 3-8　有収水量の見通し(簡易排水施設事業)

表 3-9　下水道事業における有収水量の予測結果

年度	項目	特定環境保全公共下水道事業（㎥/年）	簡易排水施設事業（㎥/年）
R6	2024	1,089,732	3,196
R7	2025	1,060,974	3,016
R8	2026	1,045,199	2,927
R9	2027	1,030,820	2,838
R10	2028	1,018,257	2,757
R11	2029	999,271	2,661
R12	2030	983,389	2,572
R13	2031	969,868	2,572
R14	2032	957,998	2,579
R15	2033	941,216	2,572
R16	2034	927,158	2,572
R17	2035	913,423	2,483
R18	2036	902,367	2,490
R19	2037	886,381	2,483
R20	2038	873,289	2,483
R21	2039	860,197	2,483
R22	2040	849,749	2,490
R23	2041	834,013	2,483
R24	2042	820,814	2,483
R25	2043	809,182	2,401
R26	2044	794,201	2,306
R27	2045	780,788	2,306
R28	2046	766,837	2,217
R29	2047	752,994	2,217
R30	2048	742,360	2,223
R31	2049	726,381	2,129
R32	2050	712,646	2,129
R33	2051	699,232	2,129
R34	2052	687,805	2,135
R35	2053	673,692	2,129
R36	2054	660,922	2,129
R37	2055	648,367	2,129

3.4 汚水管路施設などの新設計画

特定環境保全公共下水道事業及び簡易排水施設事業ではほぼ面整備が完了している状況です。特定環境保全公共下水道事業では枝線の布設を予定しており、事業費は実績より毎年 5,000 千円計上します。

3.5 マンホールポンプの改築計画

本町特定環境保全公共下水道事業ではマンホールポンプが 46 基存在しており、今後改築が見込まれます。そこで、本経営戦略では、毎年 14,000 千円をマンホールポンプ改築費として計上します。

令和 17(2035)年度までのマンホールポンプの改築・更新への投資額は以下に示す通りです。

表 3-10　マンホールポンプの改築計画(特環)

年度＼項目		改築事業費（千円）
R7	2025	20,000
R8	2026	14,000
R9	2027	14,000
R10	2028	14,000
R11	2029	14,000
R12	2030	14,000
R13	2031	14,000
R14	2032	14,000
R15	2033	14,000
R16	2034	14,000
R17	2035	14,000

※金額は全て税込

3.6 道路舗装工事

本町特定環境保全公共下水道事業では下水道管路施設の布設に伴い、道路舗装工事を行う予定です。本計画では事業費として毎年、20,000 千円計上します。

令和 17(2035)年度までの道路舗装工事事業費は以下に示す通りです。

表 3-11 道路舗装工事事業費

項目 / 年度		改築事業費（千円）
R7	2025	20,000
R8	2026	20,000
R9	2027	20,000
R10	2028	20,000
R11	2029	20,000
R12	2030	20,000
R13	2031	20,000
R14	2032	20,000
R15	2033	20,000
R16	2034	20,000
R17	2035	20,000

※金額は全て税込

3.7 流域下水道建設負担金

流域下水道建設負担金は、熊本県が事業主体となり整備を進めている球磨川上流流域下水道の建設事業に対して、関連市町村が負担する費用です。

なお、負担額は、事業費から国の交付金を控除した後の地方負担分について、市町村ごとの計画流入量割合等を基に算定されています。本町においても流域関連市町の一つとして当該事業に参画しており、流域下水道施設の整備に係る費用の一部を建設負担金として負担しています。

以下に流域下水道建設負担金額の算定結果を以下に示します。

本町下水道事業における令和 17 年度までの流域下水道建設負担金は令和 7 年度における負担割合を用いて設定を行いました。

なお、流域下水道建設負担金合計額は「令和 7 年度熊本県球磨川流域下水道経営戦略見直し」を参考に計上しています。

表 3-12　流域下水道建設負担金

年度		全体(円)	流域下水道建設負担金(円)	備考
R7	2025	122,200,000	50,835,200	負担金割合(R7) 0.416
R8	2026	115,740,500	48,148,048	
R9	2027	169,882,000	70,670,912	
R10	2028	311,969,500	129,779,312	
R11	2029	223,642,000	93,035,072	
R12	2030	45,639,500	18,986,032	
R13	2031	71,347,000	29,680,352	
R14	2032	59,795,000	24,874,720	
R15	2033	105,123,000	43,731,168	
R16	2034	35,906,000	14,936,896	
R17	2035	48,519,000	20,183,904	

3.8　組織の見通し

現在、下水道事業は、上下水道課にて事業執行しており、今後も同様の運営を行っていく予定です。

図 3-9　令和 8 年度以降の組織体制表

職員数	上下水道課 10 人（その内下水道職員 4 人）
事業運営組織	

4　経営の基本方針

本町の下水道事業においては、今後は人口減少及び有収水量の減少等の社会変化に対応した事業経営が求められています。したがって、持続可能な下水道事業経営を推進していくため「第３次あさぎり町総合計画」をはじめとし、本町下水道事業に係る関連計画を上位計画として、以下の基本方針に基づき経営健全化に努めます。

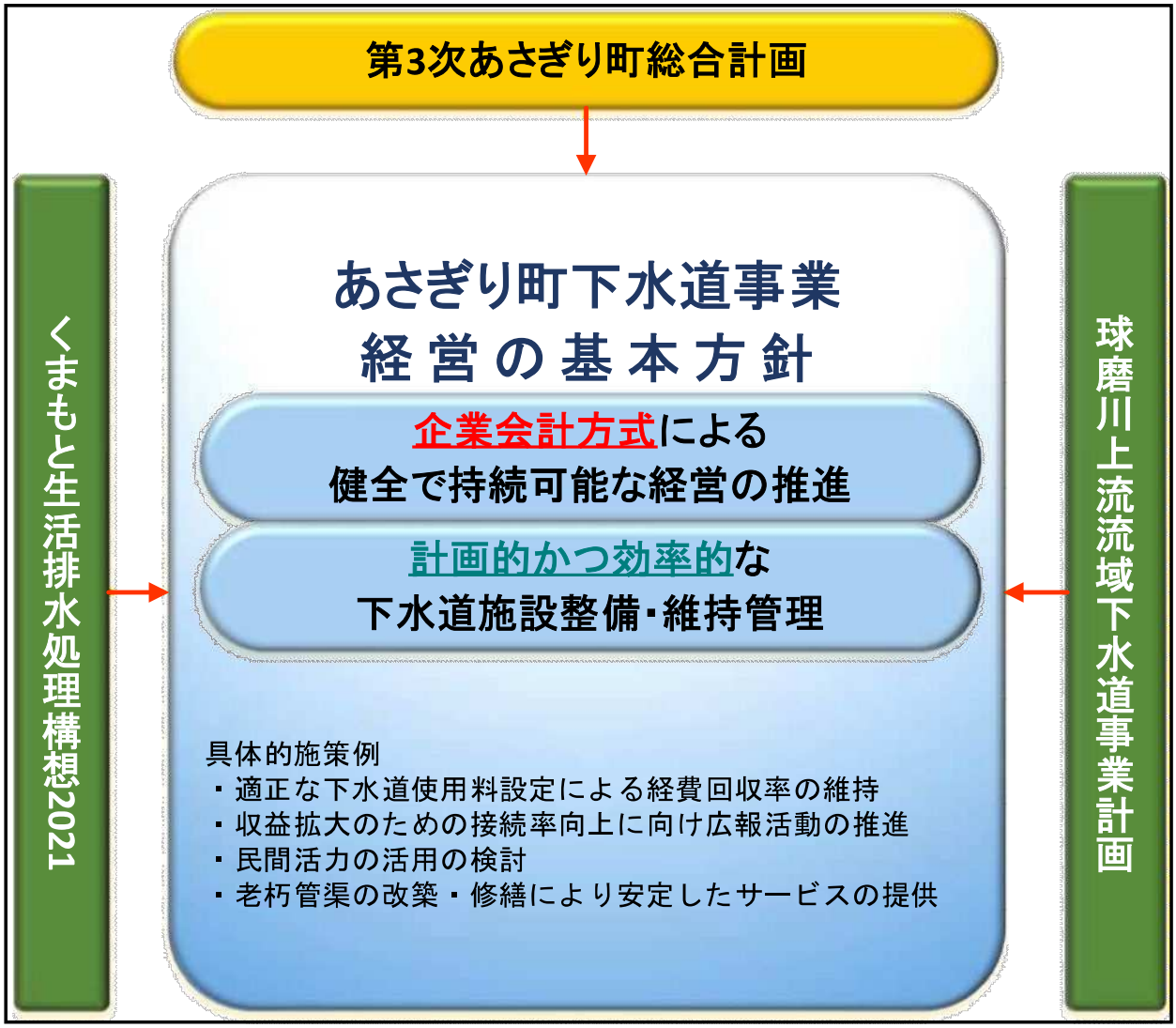

図 4-1　あさぎり町下水道事業経営の基本方針イメージ

5 投資・財政計画の改定

5.1 収益的収支における諸元設定

(1) 収益的収入

1) 下水道使用料

下水道使用料は、「3.3 有収水量の予測」にて推計した有収水量に使用料単価を乗ずることにより算定します。推計に用いる使用料単価は、令和 6（2024）年度の有収水量及び下水道使用料から算出し事業ごとに推計を行います。

本町下水道事業における使用料単価は下表に示すとおりです。

表 5-1 使用料単価実績設定根拠(税抜)

事業区分	有収水量 (㎥/年)	下水道使用料 (千円)	使用料単価 (令和 6 年度実績) (円/㎥)
特定環境保全公共下水道事業	1,089,732	166,102	152
簡易排水施設事業	3,196	517	162

上表に示した使用料単価を用いて将来の下水道使用料を推計すると次頁以降に示すとおりとなります。

① 特定環境保全公共下水道事業

表 5-2 特定環境保全公共下水道事業における下水道使用料推計

年度＼項目		有収水量 (m^3)	使用料単価 (円/m^3)	下水道使用料 (千円)	備考
R7	2025	1,060,974	152	161,268	1,060,974×152÷1,000＝161,268
R8	2026	1,045,199	152	158,870	
R9	2027	1,030,820	152	156,685	
R10	2028	1,018,257	152	154,775	
R11	2029	999,271	152	151,889	
R12	2030	983,389	152	149,475	
R13	2031	969,868	152	147,420	
R14	2032	957,998	152	145,616	
R15	2033	941,216	152	143,065	
R16	2034	927,158	152	140,928	
R17	2035	913,423	152	138,840	
R18	2036	902,367	152	137,160	
R19	2037	886,381	152	134,730	
R20	2038	873,289	152	132,740	
R21	2039	860,197	152	130,750	
R22	2040	849,749	152	129,162	令和 7 年度と同様の手法で算定。
R23	2041	834,013	152	126,770	
R24	2042	820,814	152	124,764	
R25	2043	809,182	152	122,996	
R26	2044	794,201	152	120,719	
R27	2045	780,788	152	118,680	
R28	2046	766,837	152	116,559	
R29	2047	752,994	152	114,455	
R30	2048	742,360	152	112,839	
R31	2049	726,381	152	110,410	
R32	2050	712,646	152	108,322	
R33	2051	699,232	152	106,283	
R34	2052	687,805	152	104,546	
R35	2053	673,692	152	102,401	
R36	2054	660,922	152	100,460	
R37	2055	648,367	152	98,552	

※金額は税抜

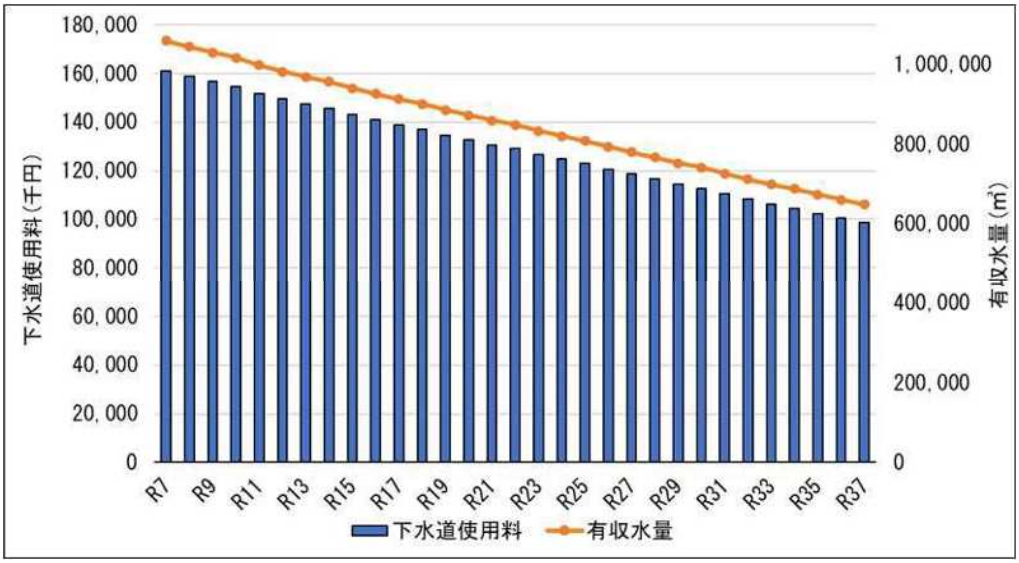

図 5-1　下水道使用料の推計結果（特環）

特定環境保全公共下水道事業における下水道使用料は、人口減少に伴う有収水量の減少により徐々に減少していく見込みです。また、表 5-2 にて示したとおり、令和 7（2025）年度で 161,268 千円ですが、令和 37（2055）年度では 98,552 千円となり、約 62,716 千円の収益減少が予測されます。

② 簡易排水施設事業

表 5-3 簡易排水施設事業における下水道使用料推計

年度＼項目		有収水量 (m^3)	使用料単価 (円/m^3)	下水道使用料 (千円)	備考
R7	2025	3,016	162	489	3,016×162÷1,000＝489
R8	2026	2,927	162	474	
R9	2027	2,838	162	460	
R10	2028	2,757	162	447	
R11	2029	2,661	162	431	
R12	2030	2,572	162	417	
R13	2031	2,572	162	417	
R14	2032	2,579	162	418	
R15	2033	2,572	162	417	
R16	2034	2,572	162	417	
R17	2035	2,483	162	402	
R18	2036	2,490	162	403	
R19	2037	2,483	162	402	
R20	2038	2,483	162	402	
R21	2039	2,483	162	402	
R22	2040	2,490	162	403	令和 7 年度と同様の手法で算定。
R23	2041	2,483	162	402	
R24	2042	2,483	162	402	
R25	2043	2,401	162	389	
R26	2044	2,306	162	374	
R27	2045	2,306	162	374	
R28	2046	2,217	162	359	
R29	2047	2,217	162	359	
R30	2048	2,223	162	360	
R31	2049	2,129	162	345	
R32	2050	2,129	162	345	
R33	2051	2,129	162	345	
R34	2052	2,135	162	346	
R35	2053	2,129	162	345	
R36	2054	2,129	162	345	
R37	2055	2,129	162	345	

※金額は税抜

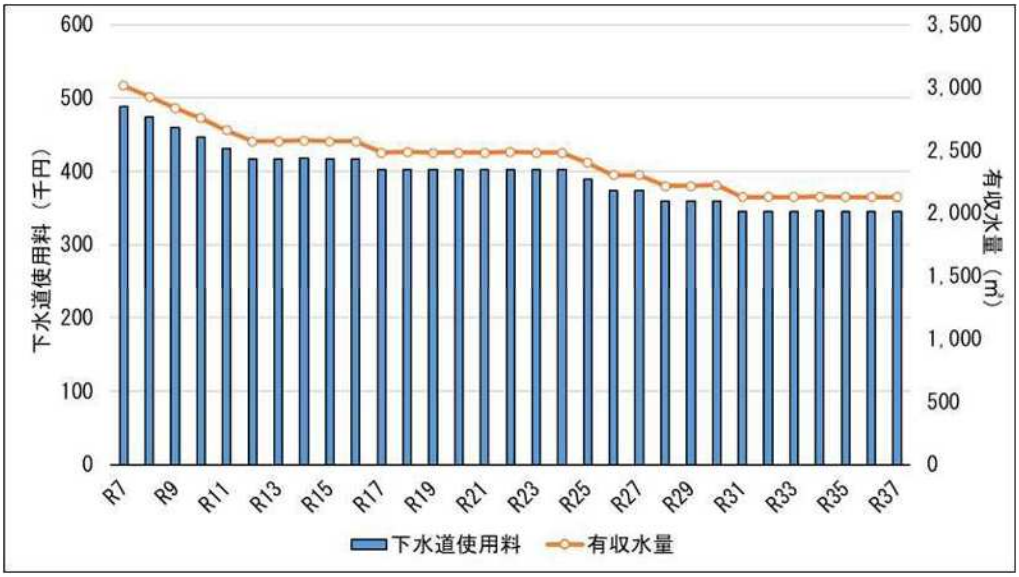

図 5-2　下水道使用料の推計結果（簡易）

簡易排水施設事業においても、今後整備事業による水洗化人口の増加は見込めず、有収水量の減少により下水道使用料は減少傾向となります。また、令和 7（2025）年度では 489 千円の収益を確保していますが、令和 37（2055）年度では 345 千円となり、約 144 千円の収益減少が予測されます。

2）他会計補助金

収益的収入に係る一般会計繰入金については、毎年総務省より発出される「地方公営企業繰出金について」に基づく「基準内繰入金」、主に収支の不足分に充てる「基準外繰入金」の２種類に大別されます。本町下水道事業における一般会計繰入金対象及び算出方法は次のとおりです。

表 5-4　他会計補助金算出方法

種別	項目	算出方法
基準内	分流式下水道等に要する経費	使用料対象経費から「適正な使用料（150 円/㎥）×当該年度の有収水量」を控除して算定
	高資本費対策に要する経費	有収水量１㎥当たりの算定対象資本費が基準を超える部分について、段階ごとに定められた乗率を乗じた額に年間有収水量を乗じて算定
	流域下水道の建設に要する経費	起債台帳より利息分を集計(40%を計上)
	雨水処理負担金相当額	固定資産台帳より該当分を集計
	臨時財政特例債分の経費	起債台帳より利息分を集計
	地方公営企業法の適用に要する経費	起債台帳より利息分を集計
基準外	―	

【参考】分流式下水道に要する経費について

「分流式下水道に要する経費」は、汚水処理に係る費用から「適正と考えられる下水道使用料収益」及び「基準内繰入額」を除いてもなお、回収が困難である費用が対象となり、概念は次のとおりです。また、「適正な下水道使用料」とは、総務省が提言している下水道使用料収益の水準であり、使用料単価（下水道使用料÷有収水量）が 150 円/㎥であることを基準として考えられています。

また、使用料単価を 150 円/㎥に定めていることについては、一般家庭にて水道を 20 ㎥使用した場合の水道料金が全国平均で約 3,000 円/20 ㎥（150 円/㎥）※であることを鑑みた基準値となっています。

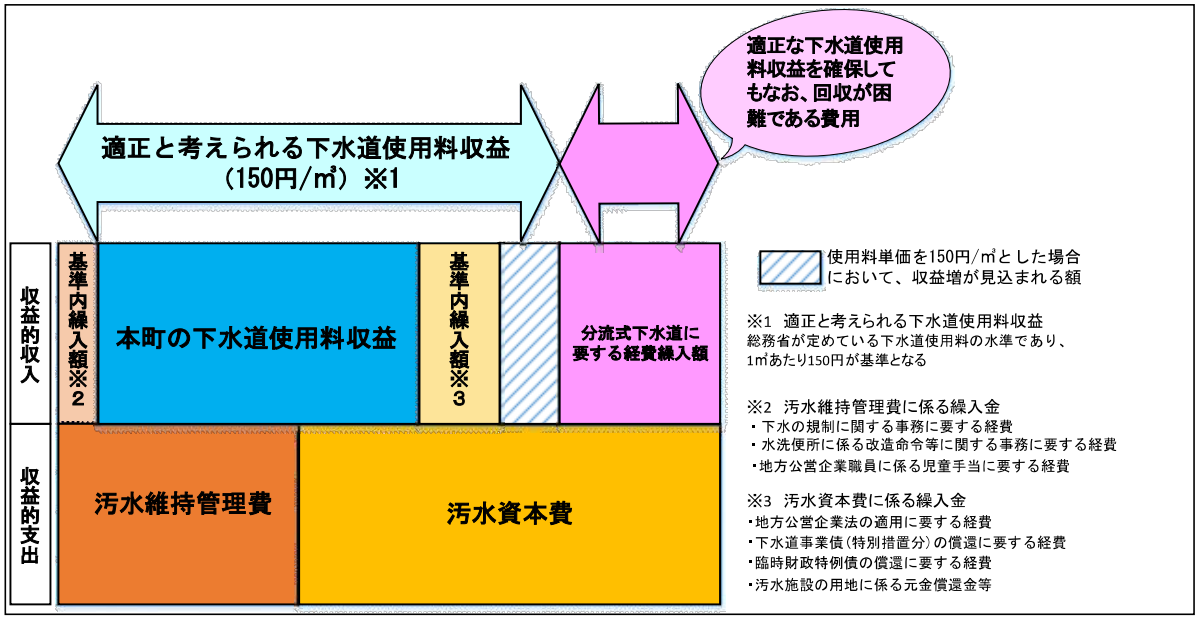

図 5-3　分流式下水道に要する経費のイメージ

※参照資料：「平成 17 年 1 月 21 日全国財政課長・市町村課長合同会議資料」
「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日付総務省公営企業課長等通知）」

4）長期前受金戻入

長期前受金戻入は、令和 6 年度以前取得資産と令和 7 年度以降取得資産に分けて推計を行います。令和 6 年度以前の長期前受金戻入は固定資産一覧表の長期前受金戻入計算を延伸することにより算出します。また、下水道事業における令和 7（2025）年度以降の長期前受金戻入については、建設改良費に対する長期前受金(財源)の割合を設定することにより算出します。

表 5-5　特定環境保全公共下水道事業における長期前受金設定

割合	備考
50 %	一般的な国庫補助率

表 5-6　長期前受金戻入算出方法

項目	算出方法、算出式	
令和 6 年度まで分	開始時固定資産一覧表の計算延伸	
令和 7 年度分	予算値を採用	
令和 8 年度以降分	国庫補助金 長期前受金戻入	国庫補助金 × 減価償却費総額 / 建設改良費総額

(2) 収益的支出

1) 減価償却費

令和 6 (2024) 年度以前取得資産の減価償却費は、固定資産一覧表の減価償却計算を計画期間中延伸することにより算出します。また、下水道事業の令和 7 (2025) 年度以降取得分における施設の耐用年数は、汚水管渠施設 50 年、マンホール形式ポンプ場、処理場に係る土木・建築施設 18 年、機械・電気設備 20 年として推計を行います。

表 5-7　令和 7 年度以降減価償却計算条件

項目	耐用年数	耐用年数根拠	残存価額	償却限度額	償却率
汚水管渠	50 年	通知	10%	95%	0.020
土木・建築施設	18 年	国土	10%	95%	0.055
機械・電気設備	20 年	通知、則	10%	95%	0.050
減価償却費		＝（取得価額－残存価額）×償却率			

※残存価額、償却限度額は取得価額に対する割合

※「通知」は「平成 24 年 10 月 19 日　総財公第 99 号　地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」を示す。

※「国土」は国土交通省通知(平成 25 年 5 月 16 日 国水下事第 7 号「下水道施設の改築について」を示す。

※「則」は「地方公営企業法施行規則別表第 2 号」を示す。

※機械・電気設備の耐用年数のうち、機械設備は「通知」、電気設備は「則」に基づき算定。

2）職員給与費

職員給与費は、「給料」、「手当」及び「法定福利費」で構成され、将来的に見込まれる職員数により変動しますが、「3.8 組織の見通し」にて示したとおり、今後職員数の増減は予定していないため、令和 7 年(2025)度以降についても同様の職員費を計上します。

3）経費

収益的支出における経費は、下水道施設について主に日常的な維持管理に係る委託料、修繕費等といった汚水管渠費、処理場費に加え、総係費を計上します。

投資・財政計画における下水道施設の経費は令和 7（2025）年度については予算値を採用、令和 8（2026）年度以降は予算値を基本としたうえで、近年の社会情勢を考慮して備消耗品費、光熱水費、通信運搬費、委託料、燃料費、修繕料などの一部科目については年間 1%の物価上昇を見込むものとします。

また、流域下水道維持管理負担金については以下の通り設定します。

【流域下水道維持管理負担金について】

流域下水道維持管理負担金は、熊本県が管理する球磨川上流流域下水道の処理場や幹線管渠の維持管理に要する費用について、関連町村が負担するものです。負担額は、流域下水道へ流入する汚水量等を基に算定され、各町村の実績に応じて決定されています。

本町においても流域関連町村の一つとして、流域下水道施設の適切な運転管理および水質保全を図るため、維持管理に係る費用の一部を維持管理負担金として負担しています。

流域下水道維持管理負担金算出に用いる単価は球磨川上流流域下水道経営戦略(令和 7 年 12 月時点)を参考に以下の通り設定します。

○流域下水道維持管理負担算出式

流域下水道維持管理負担金＝流入水量に応じた維持費管理費＋資本費

・流入水量に応じた維持費管理費算出式

＝1 ㎥当りの単価※(円/㎥)×流入水量(㎥)

・資本費算出式

＝資本費単価※(円/㎥)×流入水量(㎥)

※球磨川上流流域下水道経営戦略(令和 7 年 12 月時点)より設定

流域下水道維持管理負担金算出結果を次ページに示します。

表 5-8　流域下水道維持管理負担金推計結果

年度		流入水量（㎥）	維持管理分負担金単価（円/㎥）	維持管理分負担金（円）	資本費分単価（円/㎥）	資本費（円）	流域下水道維持管理負担金計（円）
R7	2025	1,060,974	112	118,829,088	23	24,402,402	143,231,490
R8	2026	1,045,199	115	120,197,885	15	15,677,985	135,875,870
R9	2027	1,030,820	115	118,544,300	15	15,462,300	134,006,600
R10	2028	1,018,257	115	117,099,555	15	15,273,855	132,373,410
R11	2029	999,271	115	114,916,165	15	14,989,065	129,905,230
R12	2030	983,389	115	113,089,735	15	14,750,835	127,840,570
R13	2031	969,868	130	126,082,840	12	11,638,416	137,721,256
R14	2032	957,998	130	124,539,740	12	11,495,976	136,035,716
R15	2033	941,216	130	122,358,080	12	11,294,592	133,652,672
R16	2034	927,158	130	120,530,540	12	11,125,896	131,656,436
R17	2035	913,423	130	118,744,990	12	10,961,076	129,706,066

4）支払利息

支払利息は、令和 6（2024）年度まで発行分は起債台帳の年度別償還額を集計することにより算出します。令和 7（2025）年度以降については、建設改良費等に対する企業債発行額を基に償還計算を行うことにより算出します。

表 5-9　支払利息算出手法

科目	種別	算出手法
支払利息	令和 5 年度まで発行分	起債台帳の年度別償還額より集計
	令和 6 年度以降予定分	企業債発行額より償還計算を行い推計

5.2　資本的収支における諸元設定

(1) 資本的収入

1) 企業債

①下水道事業債

一般に建設改良費の主な財源は、国庫補助金、企業債、受益者負担金等からなります。国庫補助金が財源に占める割合(充当率)は対象施設によって異なり、管路施設では最大 50%、処理場施設では最大 55%となり、残りは自己財源での対応となります。

したがって、令和 8 (2026) 年度以降の下水道事業債は、建設改良費総額から国庫補助金及び受益者負担金を控除して算定します。

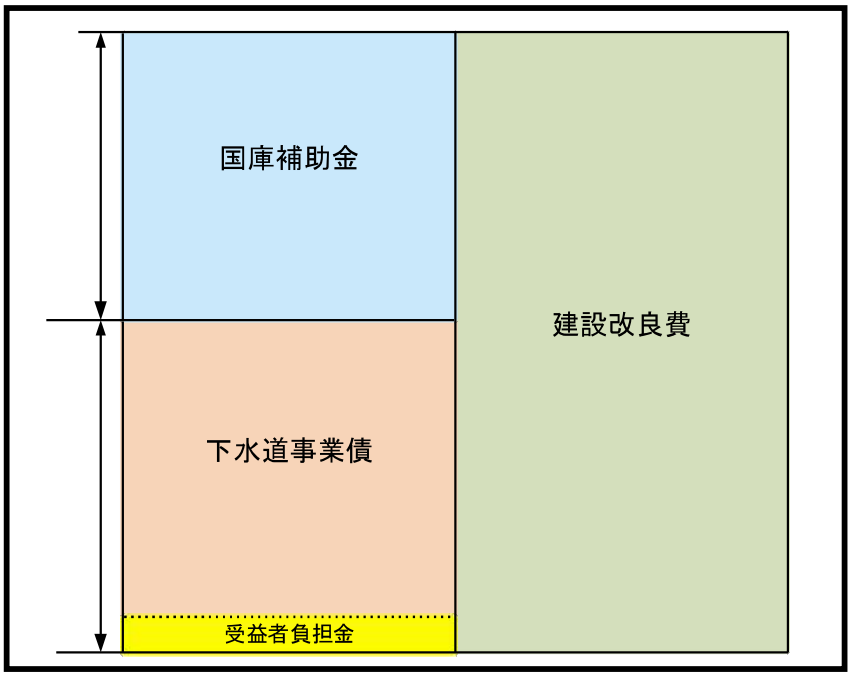

図 5-4　下水道事業における建設改良費に係る財源イメージ

②資本費平準化債

下水道事業における資本費平準化債は、下記の式により発行可能額を算定します。

資本費平準化債発行可能額 ＝ 企業債元金償還額―減価償却費（長期前受金戻入控除）

2）他会計出資金

資本的収入に係る一般会計繰入金については、収益的収入の他会計補助金と同様、基準内繰入金と基準外繰入金に大別され、算出手法は次表に示すとおりです。

表 5-10　他会計出資金算出手法

種別	項目	算出手法
基準内	地方公営企業法の適用に要する経費	起債台帳より元金分を集計
	流域下水道の建設に要する経費	起債台帳より元金分を集計(40%を計上)
	臨時財政特例債分の経費	起債台帳より元金分を集計
基準外	―	

3）国庫補助金

令和 7（2025）年度以降の国庫補助金は、前段「(1) 収益的収入」の「4）長期前受金戻入」にて示した国庫補助金割合を建設改良費に乗ずることにより算定します。

令和 7 年度以降国庫補助金＝令和 7 年度以降建設改良費×設定国庫補助金割合

4）分担金

下水道事業における分担金は、計画期間（R8～R17）において令和 7 年度予算値と同額を計上します。

(2) 資本的支出

1) 建設改良費

将来の建設改良費については**3.将来の事業環境**に整理した事業費を採用します。

2) 企業債償還金

令和6(2024)年度以前の借入分は起債台帳の年度別償還額より元金分及び利子分を集計することにより算出します。

また、令和7(2025)年度以降の償還額については下表の条件によるものとし、「1) 建設改良費」にて算定した建設計画に基づいて起債償還計算を行います。

簡易排水施設事業については、現在具体な建設計画はありませんが、令和7(2025)年度以降における資本費平準化債の借入を考慮し、償還計算を行います。

表 5-11 令和7年度以降借入分起債償還計算条件

種別	下水道事業債	資本費平準化債	備考
償還期間	30年	20 年	
据置回数	5 回	3回	
支払期数	年2回		
償還区分	元利均等方式		
利率	3.01%		直近の実績より設定

5.3 定量的な業績指標及び目標年限

計画期間である令和 17(2035)年度における定量的な業績指標を以下に示します。

(1) 経常収支率

経常収支率は当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。本町下水道事業では令和 17(2035)年度に 100%以上とすることを目標とします。

表 5-12 経常収支比率目標(下水道事業)

項目(公共)	R6 実績	目標 R17
経常収支比率(%)	116.21	100 以上

(2) 経費回収率

汚水処理に要する経費については、下水道使用料等の下水道事業に伴う収入により賄うことが原則であり、経費回収率は下水道事業の経営状況を示す重要な指標となります。また、国においても、汚水処理に要する経費を使用料収入で賄う独立採算の考え方に基づき、経費回収率 100%以上を目指すことが求められています。

令和 6 (2024) 年度における本町下水道事業の経費回収率は 79%となっています。

一方で、本町は小規模団体であり、人口減少に伴う有収水量の減少や、物価上昇による経費の増加が見込まれることから、短期間で経費回収率 100%を達成することは、住民負担の観点からも現実的ではない状況です。

このため、本経営戦略では、住民負担との均衡を図りながら、計画期間内に経費回収率を令和 17 (2035) 年度に 84%以上とすることを目標として設定しています。

なお、5%向上という目標値については、人口減少による使用料収入の減少や、近年の物価上昇に伴う維持管理費等の増加を踏まえ、住民負担との均衡を考慮したうえで設定しています。

表 5-13 経費回収率目標

項目(特環)	R6 実績	目標 R17
経費回収率(%)	79.05	84

5.4　収入増加のための具体的取組及び実施時期

(1) 水洗化率向上に向けた取り組み

特定環境保全公共下水道事業では水洗化率の向上による使用料収入の増収を図るため、接続の促進(HP やチラシでの広報活動)を実施します。計画期間である令和 17(2035)年度に 91.3%を目標として水洗化率向上に取り組みます。

表 5-14　水洗化率目標

項目(公共)	実績(R6)	目標 R17
水洗化率(%)	87.9	91.3

5.5　支出削減のための具体的取組及び実施時期

(1)効率的な民間活力の活用について

本町下水道事業では、処理施設およびマンホールポンプの維持管理業務について、民間事業者への委託を実施しております。

今後も経営の効率化を図るため、令和 17 (2035) 年度までの計画期間中は、引き続き民間委託を継続する方針です。

6 投資・財政計画表

本経営戦略における投資・財政計画表は次表以降に示すとおりです。

本計画における財政収支計画は純利益が 0 となるよう基準外繰入金を計上しています。

6.1 財政収支について

「5.3 5.3 定量的な業績指標及び目標年限」にて設定した運営目標達成に向けて、財政収支シミュレーションを作成します。

【設定目標】

(1) 経常収支比率

計画期間(令和 8 年度～令和 17 年度)にて経常収支比率 100%以上を確保します。

(2) 経費回収率

計画期間最終年度である令和 17 年度において経費回収率 84%を確保します。

【作成方針】

計画期間最終年度である令和 17 年度において経費回収率の目標値(84%)を達成できるよう財政収支シミュレーションを設定します。

具体的には、使用料改定を実施することにより使用料収入を確保し、経費回収率の向上を図ります。

なお、使用料の改定については、使用料改定にかかる準備期間を考慮し、**令和 10 年度**及び**令和 15 年度**に実施するものとします。

段階的改定における使用料単価及び改定率を以下に示します。

表 6-1 使用料単価及び改定率

項目 / 年度		使用料単価 (円/㎥)	改定率
R8～R9	2026～2027	152	－
R10～R14	2028～2032	178	17%
R15～R17	2033～2035	208	17%

※使用料単価＝下水道使用料÷有収水量

使用料を改定することにより、経費回収率は令和 17 年度において約 84%となり、経費回収率の目標は達成可能であると見込まれます。

次ページ以降に使用料改定後の財政収支シミュレーション考察結果、投資財政計画表を示します。

(1) 下水道使用料

使用料収入については、2 回の使用料改定により、令和 8 年度から令和 17 年度までの間で約 8,000 千円の増加が見込まれます。

また、令和 17 年度単年度で見ると、使用料改定前と比較して約 51,000 千円の収入増加が見込まれ、使用料改定による増収効果が確認できます。

また、経常収支比率については、不足分を繰入金等により 100%を確保しています。



図 6-1　下水道使用料の推移（使用料改定前・後）

(2) 経費回収率

経費回収率は、令和 10 年度の使用料改定により上昇しますが、その後は物価上昇や人口減少および流域下水道維持管理負担金の増加により減少傾向となり、令和 15 年度の改定により再度増加し、令和 17(2035)年度には約 84%となる見込みです。

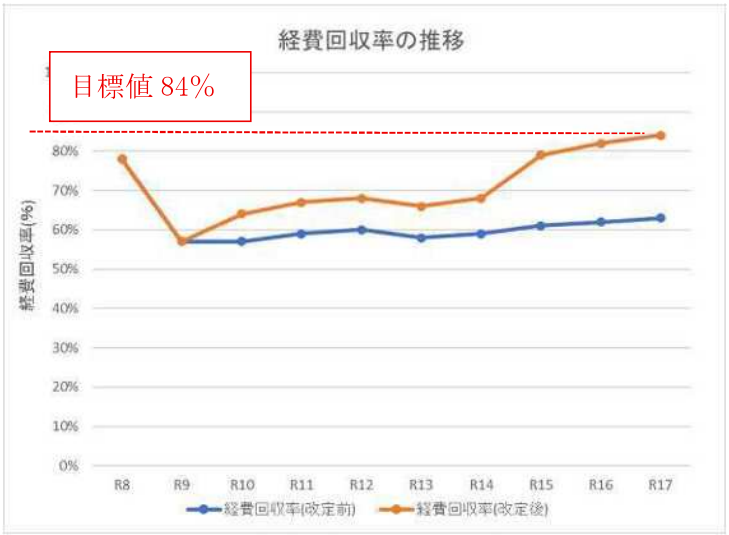

図 6-2　経費回収率の推移（使用料改定前・後）

投資・財政計画（収益的収支計画）

（下水道事業）

（単位：千円，%）

区分			年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度	令和17年度 2035年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益	(A)	160,514	158,789	183,178	179,785	176,947	174,542	172,432	197,902	194,977	192,104
		(1) 下水道使用料		158,870	157,145	181,534	178,141	175,303	172,898	170,788	196,258	193,333	190,460
		(2) 雨水処理負担金		982	982	982	982	982	982	982	982	982	982
		(3) 受託工事収益	(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4) その他		662	662	662	662	662	662	662	662	662	662
		2．営業外収益		407,407	396,775	372,014	378,509	384,504	398,346	400,506	374,361	378,685	381,598
		(1) 補助金		288,252	276,187	251,425	257,585	262,738	275,782	277,006	250,043	253,351	255,248
		他会計補助金		285,252	273,187	248,425	254,585	259,738	272,782	274,006	247,043	250,351	252,248
		その他補助金		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		(2) 長期前受金戻入		117,813	119,399	119,400	119,735	120,577	121,375	122,311	123,129	124,145	125,161
		(3) その他		1,342	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189	1,189
		収入計	(C)	567,921	555,564	555,192	558,294	561,451	572,888	572,938	572,263	573,662	573,702
	収益的支出	1．営業費用		524,047	521,031	522,318	524,863	528,027	541,347	542,681	542,973	544,550	545,517
		(1) 職員給与費		25,610	25,797	25,985	26,176	26,368	26,563	26,759	26,957	27,157	27,360
		基本給		21,273	21,446	21,621	21,798	21,977	22,157	22,340	22,524	22,709	22,897
		退職給付費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他		4,337	4,350	4,364	4,378	4,391	4,405	4,419	4,434	4,448	4,462
		(2) 経費		190,422	180,319	179,001	176,854	175,113	185,319	183,964	181,912	180,252	178,641
		汚水管渠費		24,256	24,496	24,738	24,983	25,230	25,479	25,731	25,985	26,242	26,502
		簡易排水施設費		1,310	1,323	1,336	1,349	1,363	1,376	1,390	1,403	1,417	1,431
		業務費		11,744	11,789	11,835	11,882	11,928	11,976	12,023	12,071	12,120	12,169
		総係費		8,769	8,704	8,719	8,735	8,751	8,767	8,784	8,800	8,817	8,833
		流域下水道負担金		144,343	134,007	132,373	129,905	127,841	137,721	136,036	133,653	131,656	129,706
		(3) 減価償却費		308,015	314,915	317,332	321,833	326,546	329,465	331,958	334,104	337,141	339,516
		2．営業外費用		43,874	34,533	32,874	33,431	33,424	31,542	30,257	29,290	29,112	28,185
		(1) 支払利息		36,029	34,533	32,874	33,431	33,424	31,542	30,257	29,290	29,112	28,185
		(2) その他		7,845	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3．予備費		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		支出計	(D)	567,921	555,564	555,192	558,294	561,451	572,888	572,938	572,263	573,662	573,702
	経常損益		(C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別利益			(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失			(G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益			(F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益（又は純損失）			(E)+(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益剰余金又は累積欠損金			(I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流動資産			(J)	134,428	134,428	144,190	180,122	244,328	330,799	449,415	635,461	891,702	1,239,427
うち未収金				9,439	9,439	9,439	9,439	9,439	9,439	9,439	9,439	9,439	9,439
流動負債			(K)	380,426	322,462	284,156	256,531	235,131	206,016	175,007	159,822	140,386	121,754
うち企業債分				375,098	317,134	278,828	251,203	229,803	200,688	169,679	154,494	135,058	116,426
うち一時借入金				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち未払金				2,682	2,682	2,682	2,682	2,682	2,682	2,682	2,682	2,682	2,682
うち引当金				2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$）				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額			(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益			(A)-(B) (M)	160,514	158,789	183,178	179,785	176,947	174,542	172,432	197,902	194,977	192,104
地方財政法による資金不足の比率			((L)/(M)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額			(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額			(O)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模			(P)	160,514	158,789	183,178	179,785	176,947	174,542	172,432	197,902	194,977	192,104
健全化法第22条により算定した資金不足比率			((N)/(P)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画（資本的収支計画）

（下水道事業）

（単位：千円）

区分			令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度	令和17年度 2035年度
資本的収支	資本的収入	1．企業債	88,300	92,100	151,200	114,400	40,400	51,100	46,300	65,100	36,300	41,600
		うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2．他会計出資金	87,467	74,049	66,846	48,837	19,398	23,860	19,064	22,068	7,633	8,074
		3．他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4．他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5．他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6．国（都道府県）補助金	17,000	21,450	21,450	21,450	21,450	21,450	21,450	21,450	21,450	21,450
		7．固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8．分担金	4,147	4,147	4,147	4,147	4,147	4,147	4,147	4,147	4,147	4,147
		9．その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		11．基金繰入金	82,000	69,000	58,000	50,000	50,000	16,000	0	0	0	0
		計 (A)	278,914	260,746	301,643	238,834	135,395	116,557	90,961	112,765	69,530	75,271
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純計 (A)-(B) (C)	278,914	260,746	301,643	238,834	135,395	116,557	90,961	112,765	69,530	75,271
	資本的支出	1．建設改良費	92,206	113,571	172,679	135,935	61,886	72,580	67,775	86,631	57,837	63,084
		汚水管渠建設費	51,105	42,900	42,900	42,900	42,900	42,900	42,900	42,900	42,900	42,900
		流域下水道建設負担金	41,101	70,671	129,779	93,035	18,986	29,680	24,875	43,731	14,937	20,184
		2．企業債償還金	375,569	342,691	317,134	278,828	251,203	229,803	200,688	169,679	154,494	135,058
		3．他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4．他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5．その他	1,341	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	469,116	456,262	489,813	414,763	313,089	302,383	268,463	256,310	212,331	198,142
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			190,202	195,516	188,170	175,929	177,694	185,826	177,502	143,545	142,801	122,871
補填財源		1．当年度損益勘定留保資金	190,202	195,516	197,932	202,098	205,969	208,090	209,647	210,975	212,996	214,355
		2．前々年度利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3．過年度損益勘定留保資金	0	0	0	9,762	35,931	64,206	86,471	118,616	186,046	256,240
		4．過年度利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (F)	190,202	195,516	197,932	211,861	241,900	272,297	296,118	329,591	399,042	470,596
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	△ 9,762	△ 35,932	△ 64,206	△ 86,471	△ 118,616	△ 186,046	△ 256,241	△ 347,725
他会計借入金残高 (G)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)			2,750,192	2,447,402	2,281,468	2,117,040	1,906,237	1,727,533	1,573,145	1,468,566	1,350,371	1,256,912

○他会計繰入金

区分		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収益的収支分		285,252	273,187	248,425	254,585	259,738	272,782	274,006	247,043	250,351	252,248
	うち基準内繰入金	285,252	229,067	229,824	234,547	238,411	238,650	238,922	239,283	241,126	241,558
	うち基準外繰入金		44,120	18,601	20,038	21,327	34,132	35,084	7,760	9,225	10,690
資本的収支分		87,467	74,049	66,846	48,837	19,398	23,860	19,064	22,068	7,633	8,074
	うち基準内繰入金	14,468	45,760	66,846	48,837	19,398	23,860	19,064	22,068	7,633	8,074
	うち基準外繰入金	72,999	28,289			0	0	0	0	0	0
合計		372,719	347,236	315,271	303,422	279,136	296,642	293,070	269,111	257,984	260,322

7 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略の進捗状況について、PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：検証、Action：見直し・改善）の考え方に基づいたフォローアップを行い、経営指標により達成状況を確認、計画と実績との乖離が生じた場合はその原因を分析し、必要に応じて本経営戦略の見直しまたは改善検討を行います。

(1) 毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認し、乖離が大きい場合は原因を調査するとともに、次回改定に向けての課題として整理します。
  特に、収入支出の割合が大きい収益的収入の下水道使用料、資本的支出の建設改良費については重点的に検証を行います。
- 経営指標を用いた分析により、経営健全化に向けた状況把握及び今後の取組の方向性を確認します。
- 毎年度の進捗管理の結果をホームページ等で公表します。

(2) 検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の状況を把握します。
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価を行います。
- 概ね５年ごとに投資計画および財源の内容の検証および見直しを行います。
- 経営指標を分析し、経営状況の再評価および必要に応じて新たな目標を設定します。

表 7-1　経営戦略事後検証及び改定スケジュール

種別	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034	令和17 2035
事後検証	計画改定	○	○	○	○	次計画改定	○	○	○	○	次計画改定
改定作業					●					●	